

**雇用保険法施行規則等の一部を改正
する省令案要綱（予算成立後施行分）**



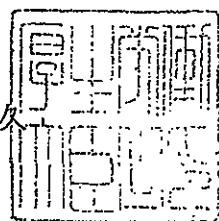
厚生労働省発職 0322 第2号

平成 25 年 3 月 22 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会
の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）【予算成立後施行分】

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 労働移動支援助成金制度の改正

(一) 労働移動支援助成金について、再就職支援給付金を再就職支援奨励金とするものとすること。

二 定年引上げ等奨励金制度の改正

(一) 定年引上げ等奨励金を廃止するものとすること。

三 高年齢者雇用安定助成金制度の創設

(一) 高年齢者雇用安定助成金を創設するものとすること。

(二) 高年齢者雇用安定助成金について、次のとおり支給するものとすること。

イ (イ)から(四)のいずれにも該当する事業主に対して、(四)に定める額を支給するものとする。

(イ) (高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長より、環境整備計画の認定を受けていること。

(ロ) 環境整備計画に基づき、環境整備の措置を実施したこと。

(ハ) 環境整備計画の提出日の一年前の日から支給申請日の前日までの期間に高年齢者等の雇用の安定

等に関する法律第八条又は第九条違反がない」と。

- (二) 支給申請日の前日において、一年以上継続して雇用している六十歳以上の被保険者が一人以上いること。

(三)

環境整備計画の実施に要した支給対象経費（人件費を除く。七十歳以上までの定年の引上げ、定年の定めの廃止又は六十五歳以上までの定年の引上げ及び希望者全員を七十歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入のいずれかの措置の実施に要した費用の額にあつては百万元。）の二分の一（中小企業事業主の場合は三分の一）に相当する額。

ロ (イ)から(IV)のいずれにも該当する事業主に対して、(IV)に定める額を支給するものとする。

(イ) 定年の一年前から定年までの間に定年予定者との労働契約を締結すること。

(ロ) 職業紹介事業者（職業安定局長が定める条件に同意している者に限る。）の紹介により、当該対象者を雇い入れること。

(ハ) 当該対象者を六十五歳以上まで雇用することが見込まれること。

(ニ) 移籍元事業主と密接な関係にないこと。

(イ) 当該対象者の雇入れの前日から起算して六か月前の日から一年を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇していないこと。

(ウ) 雇入れの日から起算して一年前の日から支給申請日の前日までの期間に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条違反がないこと

(エ) 対象者一人につき七十万円(短時間労働者の場合は一人につき四十万円)

四 試行雇用奨励金制度の改正

(イ) 試行雇用奨励金をトライアル雇用奨励金とするものとすること。

(ロ) トライアル雇用奨励金について、次のとおり支給対象となる事業主の要件を改正するものとすること。
イ 次の(イ)から(ロ)までのいずれかに該当する求職者であつて、公共職業安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であると認めるものを、公共職業安定所の紹介により、三か月以内の期間を定めて雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

(イ) 経験のない職種又は業務についてことを希望する者

(ロ) 離職又は転職を繰り返している者

- (イ) 直近において離職している期間が一年を超えている者
- (ニ) その他就職の援助を行うに当たつて特別の配慮を要する者

五 地域雇用開発助成金制度の改正

- (一) 地域雇用開発助成金として、地域求職者雇用奨励金及び地域再生中小企業創業助成金を廃止し、地域雇用開発奨励金を創設するものとすること。
- (二) 地域雇用開発助成金について、地域雇用開発奨励金を次のとおり支給するものとすること。
 - イ 事業所の設置・整備に伴い地域求職者を雇い入れた事業主に対し、当該設置・設備費用と雇入れ人數の規模に応じて五十万円から八百万円までの額を助成するものとすること。
 - ロ 創業の場合にあつては、初回に助成される額について、イに基づいて助成される額の二分の一の額を上乗せして支給すること。
- ハ 大規模雇用開発計画の認定を受けた事業主に対しても一億円又は二億円を助成するものとすること。
- 二 戦略産業雇用創造プロジェクトに参画する事業主に対しても、雇入れ一人当たり五十万円を追加助成するものとすること。

六 通年雇用奨励金制度の改正

(一) 通年雇用奨励金について、平成二十五年までの暫定措置である季節労働者の移動就労に係る経費、休業に係る経費及びトライアル雇用終了後の常用雇用に係る経費に対する助成について三年間延長するものとすること。

七両立支援助成金制度の改正

(一) 子育て期短時間勤務支援助成金について、支給対象事業主のを中小企業事業主及び中小企業事業主以外に区分するものとすること。

(二) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、次のとおり支給するものとすること。

イ 対象保育施設の設置若しくは整備又は増設に要した費用に対する助成について、初年度及び初年度の翌々年度から初年度から起算して四年度を経過する年度までのいづれかの年度において、対象保育施設の設置若しくは整備又は増設に要した費用の六分の一（中小企業事業主にあっては、三分の一（増設の場合は四分の一））に相当する額を支給するものとする。

ロ 対象保育施設の運営に要した費用に対する助成について、各年において要した費用の額から当該施

設の定員の総数（その総数が十人を超える場合にあつては、十人）に当該施設の運営月数を乗じて得た数に一万円（中小企業事業主にあつては、五千円）を乗じて得た額を控除した額の二分の一に相当する額を支給するものとする。

(3) 中小企業両立支援助成金について、次のとおり支給するものとすること。

イ 育児休業を取得する被保険者の業務を処理するために必要な労働者を雇い入れた場合の助成の支給対象について、中小企業事業主とする。

ロ 六箇月以上の育児休業をした期間を定めて雇用する被保険者を、育児休業後に原職等に復帰又は通常の労働者に転換させ、六箇月以上継続して雇用した中小企業事業主であつて、当該被保険者に対し研修等を実施する事業主に対し、次の(イ)及び(ロ)に掲げる区分に応じて、それぞれ(イ)及び(ロ)に定める額を支給するものとすること。

(イ) 当該被保険者が最初に生じた場合は四十万円（当該被保険者を通常の労働者に転換させた場合にあつては、五十万円）

(ロ) 当該被保険者が二番目から五番目までに生じた場合は十五万円（当該被保険者を通常の労働者に

転換させた場合にあつては、被保険者一人につき二十万円（最初の被保険者にあつては、二十五万円）

ハ 育児休業又は介護休業を取得した労働者の職場復帰を円滑にするための能力の開発及び向上に関する措置を実施した場合の助成の支給対象について、中小企業事業主又は中小企業事業主団体とする。

二 中小企業両立支援助成金（イからハまでに係る助成に限る。）の支給を受けることができる中小企業事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情の改善を目的として行う措置に関する目標値を定め、公表し、達成した場合については助成金支給額に加え、五万円を加算支給するものとする。ただし、既に当該加算支給を受けた中小企業事業主にあつてはこの限りではない。

八 人材確保等支援助成金制度の改正

(一) 人材確保等支援助成金として、介護労働環境向上奨励金を廃止し、中小企業労働環境向上助成金を創設するものとすること。

(二) 中小企業労働環境向上助成金について、次のとおり支給するものとすること。

イ 改善計画を策定し、都道府県知事の認定を受け、構成中小企業事業主の人材確保及び職場定着を支援するための事業を行つた団体に対し、当該事業の実施に要した経費の三分の一に相当する額を支給するものとすること。

ロ 雇用管理改善につながる制度を、就業規則等を変更して導入・適用した事業主に対し、当該制度に応じて三十万円又は四十万円の額を支給するものとすること。

ハ 介護労働者の雇用管理を改善することを目的とし、介護福祉機器を導入・適用した事業主に対し、当該機器の導入等に要した経費の二分の一に相当する額を支給するものとすること。

(イ) 人材確保等支援助成金として、建設雇用改善助成金を支給する旨の規定を廃止し、建設労働者確保育成助成金を支給する旨の規定を創設するものとすること。

九 キャリアアップ助成金制度の創設

- (一) キャリアアップ助成金を創設するものとすること。
- (二) キャリアアップ助成金について、キャリアアップ管理者を配置し、キャリアアップ計画を作成した事業主に対し、次のとおり支給するものとすること。

イ 正規雇用・無期雇用転換

(1) 有期契約労働者を正規雇用労働者に転換（その指揮命令の下に労働させる有期雇用の派遣労働者を正規雇用労働者として雇い入れた場合を含む。）した事業主に対し、対象労働者一人につき三十万円（中小企業事業主の場合は四十万円）を支給するものとすること。

(2) 通算雇用期間が三年未満である有期契約労働者を無期雇用労働者に転換（その指揮命令の下に労働させる通算雇用期間が三年未満である有期雇用の派遣労働者を無期雇用労働者として雇い入れた場合を含む。）（賃金を一定の割合以上で増額した場合に限る。）した事業主に対し、対象労働者一人につき十五万円（中小企業事業主の場合は二十万円）を支給するものとすること。

(3) 無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換（その指揮命令の下に労働させる無期雇用の派遣労働者を正規雇用労働者として雇い入れた場合を含む。）した事業主に対し、対象労働者一人につき十五万円（中小企業事業主の場合は二十万円）を支給するものとすること。

ロ 人材育成

(1) 有期契約労働者等に対し座学等による訓練を実施する事業主に対し、賃金助成として一時間あたり

五百円（中小企業事業主の場合は八百円）、経費助成として上限十五万円（中小企業事業主の場合
は二十万円）を支給するものとする」と。

(iv) 有期契約労働者等に対し実習による訓練を実施する事業主に対し、一時間あたり七百円を支給する
ものとする」と。

ハ 処遇改善

(i) すべての有期契約労働者等について賃金を一定の割合以上で増額した事業主に対し、対象労働者一
人につき七千五百円（中小企業事業主の場合は一万円）を支給するものとする。

二 健康管理

(i) 有期契約労働者等を対象とする健康診断制度を整備し、四人以上に対し実施した事業主に対し、三
十万円（中小企業事業主の場合は四十万円）を支給するものとする。

ホ 短時間正社員への転換

(i) 有期契約労働者等又はフルタイムの正規雇用労働者を短時間正社員に移行し、又は、短時間正社員
を新規で雇い入れた事業主に対し、対象労働者一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が二

百人を超えない事業主の場合は二十万円）を支給するものとする」と。

ヘ 短時間労働者の週所定労働時間の延長

- (イ) 短時間労働者の週所定労働時間を二十五時間未満から三十時間以上に延長した事業主に対し、対象労働者一人につき七万五千円（中小企業事業主の場合は十万円）を支給するものとすること。

十 障害者雇用促進助成金制度の改正

- (一) 障害者雇用促進助成金として、発達障害者雇用開発助成金及び難治性疾患患者雇用開発助成金を廃止し、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金を創設するものとすること。
- (二) 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金について、発達障害者又は難病のある人を、公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対し、五十万円（中小企業事業主の場合は百三十五万円）を支給するものとする。
- (三) 障害者雇用促進助成金として、精神障害者雇用安定奨励金及び職場支援従事者配置助成金を廃止し、精神障害者等雇用安定奨励金を創設するものとする。
- (四) 精神障害者等雇用安定奨励金について、次のとおり支給するものとすること。

イ (イ)から(ハ)のいずれかに該当する事業主に対し、(ヘ)に定める額を支給するものとする。

- (イ) 精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱する事業主
- (ロ) 社内の専門人材を育成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修させる事業主
- (ハ) 社内で精神障害に関する講習又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に資する講習を受講させる事業主
- (ニ) 在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置する事業主
- (ホ) 新規雇用した精神障害者が体調不良等により休職した場合に、精神障害者の代替要員を確保する事業主
- (ヘ) 百万円を上限として、当該事業の実施に要した経費の二分の一に相当する額を支給するものとする。
ロ (イ)に該当する事業主に対し、(ロ)に定める額を支給するものとする。
- (イ) 新たに重度知的障害者又は精神障害者を雇い入れ、職場支援員を配置する事業主。
- (ロ) 短時間労働者以外として雇い入れた場合は月額三万円（中小企業事業主の場合は月額四万円）、又短時間労働者として雇い入れた場合は月額一万五千円（中小企業事業主の場合は月額一二万円）。

(四) 障害者雇用促進助成金として、中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金を創設する。

(五) 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金について、重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者を継続して雇用する労働者として新規に十人以上雇用し、地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画を提出し、当該計画が障害者の安定した雇用の確保のために適当であると認められる中小企業事業主に対し、支給対象労働者数及び対象施設の設置等に要した経費に応じて一千万円から三千万円までの額を支給するものとすること。

十一 認定訓練助成事業費補助金制度の改正

東日本大震災の被災地への暫定措置について、平成二十五年度末まで延長するものとすること。

十二 キャリア形成促進助成金制度の改正

(一) キャリア形成促進助成金について、次のとおり支給するものとすること。

イ 認定実習併用職業訓練、若年人材育成型訓練、成長分野等人材育成型訓練及びグローバル人材育成型訓練並びに熟練技能育成継承型訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練に要した経費の二分の一及び当該訓練期間中に支払った賃金の額のうち、一時間当たり八百円の助成等を行うものとすること。

口 一般型訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練期間中に支払った賃金の額のうち、一時間当たり四百円の助成等を行うものとすること。

ハ 被保険者等の自発的職業能力開発を支援する事業主に対し、当該訓練期間中に支払った賃金の額のうち、一時間につき八百円の助成等を行うものとすること。

二 有期実習型訓練を受けさせる事業主を、支給対象事業主から除くものとすること。

ホ その他所要の見直しを行うものとすること。

十三 実践型地域雇用創造事業等の改正

(一) 戦略産業雇用創造プロジェクトの創設

雇用機会が不足している都道府県が提案する当該都道府県における雇用の創造に資するための事業について、当該事業に要する経費の一部を補助するものとすること。

第一 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

一 建設労働者確保育成助成金制度の創設

(一) 建設労働者確保育成助成金を創設するものすること。

(二) 建設労働者確保育成助成金について、次のとおり支給するものとする」と。

イ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定に係る職業訓練又は同法第二十七条の二第二項において準用する同法第二十四条第一項の認定に係る指導員訓練を実施する中小建設事業主等に対し、経費助成として訓練毎に設定された助成金単価に受講月数等を乗じた額を支給するものとすること。また、賃金助成として一人あたり四千円に当該認定訓練を受けた日数を乗じて得た額を支給するものとすること。

ロ 建設労働者の技能の向上のための実習を実施する中小建設事業主等に対し、当該技能実習の実施に要した経費の十分の九に相当する額を支給するものとすること。また、賃金助成として一人あたり七千円に当該技能実習を受けさせた日数を乗じて得た額を支給するものとすること。

ハ 雇用管理改善につながる制度を、就業規則等を変更して導入・適用した中小建設事業主に対し、当該制度の導入に要した経費に応じて三十万円又は四十万円の額を支給するものとすること。

二 若年者の確保及び職場への定着に資する雇用管理制度の整備に関する事業等を行う中小建設事業主等に対し、当該事業の実施に要した経費の三分の一に相当する額を支給するものとすること。

ホ 建設工事における作業に係る広域的な職業訓練を行う職業訓練法人に対し、建設工事における作業に係る職業訓練を振興するため、当該事業の実施に要した経費の三分の一に相当する額を支給するものとすること。また、施設設置等に要した費用の経費の二分の一に相当する額を支給するものとする」と。

ヘ 建設事業以外の事業を新たに行うためその雇用する建設労働者に対して教育訓練を行う中小建設事業主に対し、訓練終了後及び新分野事業進出において当該訓練の実施に要した経費の三分の一に相当する額を支給するものとすること。また、賃金助成として、訓練終了後及び新分野事業進出後において一人あたり三千五百円に当該訓練を受けさせた日数を乗じて得た額を支給するものとすること。

ト 岩手県、宮城県又は福島県に所在する工事現場での建設作業に従事する建設労働者のための作業員宿舎等の貸与を受ける中小建設事業主に対し、当該事業の実施に要した経費の三分の一に相当する額を支給するものとすること。

第三 その他

一 この省令は、公布の日から施行するものとすること。ただし、第一の一の(一)のニ、ヘ及びトについては、

平成二十五年六月一日から施行するものとすること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うものとすること。